

学校閉庁日のお知らせ

町内の小中学校の夏季休業期間中に学校閉庁日を設けます。これは、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図ることを目的とした取り組みです。閉庁期間中、各学校は職員不在となりますので、緊急時は教育委員会管理課にご連絡をお願いします。

○学校閉庁期間

8月10日（火）から14日（金）までの5日間

●緊急連絡・問い合わせ先

教育委員会管理課 ☎0146・47・2547

北方領土返還要求運動強調月間

8月は、北方領土返還要求運動強調月間です。北方領土問題の解決のためには、領土返還に向けた外交交渉の展開を強く要望する道民世論の結集が何よりも必要となります。

1人1人の返還に向けた思いを結集し、北方領土の返還を実現するため、多くの方々の署名へのご協力をお願いします。なお、8月中は役場庁舎1階ロビーにて署名コーナーを設置します。

●問い合わせ先

企画課まちづくりグループ ☎0146・47・2498

国民年金保険料免除の手続き

保険料免除制度

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人と配偶者、世帯主の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額または一部が免除されます。また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証を添付すれば、その方の前年所得を0円として審査をする特例もあります。

○全額免除となる所得の目安

{(扶養親族の数+1)×35万円}+32万円

保険料納付猶予制度

本人が50歳未満であるときに限り、世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額が猶予されます。

○全額猶予となる所得の目安

全額免除の所得基準と同じ

令和8年度免除期間

期間は令和8年7月から令和9年6月までです。また、申請日より過去2年1カ月前まで遡って申請が可能です。

例) 令和8年7月に申請する場合の免除可能期間

将来期間：令和8年7月～令和9年6月

過去期間：令和6年6月～令和8年6月

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ社会係

☎0146・47・2112

国民健康保険と後期高齢者医療の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の更新について

令和8年8月より、年齢やマイナ保険証の保有状況などによって下記のとおり「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が更新となりますのでご確認ください。

| 【国民健康保険の方】                     | 【後期高齢者医療の方】        | ◇「資格情報のお知らせ」は病院   |
|--------------------------------|--------------------|-------------------|
| ○70歳未満の方                       | ○84歳以下の方           | の窓口でマイナ保険証を利用     |
| ・マイナ保険証をお持ちの方                  | ・マイナ保険証をお持ちの方      | できない場合、マイナ保険証と    |
| ○お手元にある「資格情報のお知らせ」を継続してご使用下さい。 | ○「資格情報のお知らせ」が届きます。 | 一緒に提示することで受診が     |
| ・マイナ保険証をお持ちでない方                | ・マイナ保険証をお持ちでない方    | できるもので、「資格情報のお    |
| ○「資格確認書」が届きます。                 | ○「資格確認書」が届きます。     | 知らせ」単体では受診ができません。 |
| ○70歳以上の方                       | ○85歳以上の方           | ◇「資格情報のお知らせ」が届いた  |
| ・マイナ保険証をお持ちの方                  | ・マイナ保険証の保有状況に関     | た方で、何らかの理由によりマ    |
| ○「資格情報のお知らせ」が届きます。             | ○「資格確認書」が届きます。     | イナ保険証による受診が困難     |
| ・マイナ保険証をお持ちでない方                | 【補足事項】             | である場合、役場の窓口で申請    |
| ○「資格確認書」が届きます。                 | ◇「資格確認書」は保険証に代わ    | いただくことで「資格確認書」    |
|                                | るものです。             | を交付します。           |

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ国保後期高齢者医療係 ☎0146・47・2113

児童扶養手当受給者は8月中に届出が必要です

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。

婚姻の解消や配偶者の死亡によりひとり親となり、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障がいがある場合は20歳未満まで）を監護する母や父などに支給されます。

○提出書類

・児童扶養手当現況届【全ての受給者】

●問い合わせ先：町民生活課こども未来グループ児童福祉係 ☎0146・47・2112

『にいかっぷ健康ポイントカード』を使って健康づくりをしませんか？

町では、町民のみなさんが楽しく健康づくりを行うきっかけになるよう「にいかっぷ健康ポイントカード事業」を行っています。まだ、カードをお持ちでない方はぜひ、ご自身の健康管理の1つとしてご活用ください。

|                                          |                                                 |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ○対象者                                     | ●★景品は、健康グッズや防災、生活に役立つものとなっています！                 |
| ○申込方法                                    | ●★対象事業は、既に町政事務委託文書で配布している事業チラシか町のホームページで確認できます。 |
| ①保健福祉課健康推進係でカードをつくる。                     | ●問い合わせ先                                         |
| ②町の保健福祉課、町民センター主催の健康に関する事業に参加してポイントをためる。 | 保健福祉課保健福祉グループ                                   |
| ③ポイントを交換して景品をGET！                        | 健康推進係 ☎0146・47・2113                             |

